

# 北栄町耐震改修促進計画

平成 29 年 4 月

令和 4 年 7 月改定

北 栄 町



# 目 次

第1編 北栄町耐震改修促進計画策定の背景 .....	1
第1章 建築物の耐震化の必要性 .....	1
第1節 地震被害の現状.....	1
第2節 建築物の耐震化の必要性.....	3
第3節 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 .....	4
第2章 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） .....	5
第1節 耐震改修促進法の概要 .....	5
第3章 上位関連計画について .....	7
第1節 鳥取県耐震改修促進計画について .....	7
第2編 北栄町耐震改修促進計画 .....	8
第1章 北栄町耐震改修促進計画の目的等 .....	8
第1節 目 的 .....	8
第2節 耐震改修促進計画の位置付け.....	8
第3節 計画の実施期間.....	8
第4節 耐震化の取り組み方針 .....	8
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 .....	9
第1節 想定される地震規模及び被害の状況.....	9
第2節 耐震化の現状と目標.....	12
第3節 町有施設の耐震化の目標.....	14
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 .....	15
第1節 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針 .....	15
第2節 適切な役割分担.....	15
第3節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要.....	16
第4節 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要 .....	19
第5節 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備.....	21
第6節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要.....	23
第7節 地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害の軽減対策.....	26
第8節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 .....	27
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項....	29
第1節 地震ハザードマップの活用による啓発 .....	29

第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実.....	30
第3節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	30
第4節	県や自治会、消防団、NPO等との連携.....	30
第5章	建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項.....	32
第1節	耐震改修促進法に基づく特定建築物の指導等.....	32
第2節	建築基準法に基づく指導及び助言並びに指示・公表.....	32
第3節	耐震改修促進法及び建築基準法の指導等一覧.....	33
第6章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	34
第1節	優先的に耐震化すべき建物の選定.....	34
第2節	関係団体との連携・協力.....	38
第3節	住宅性能表示制度等の利用促進.....	38
第3編	参考資料.....	39
第1章	建築物の耐震化の状況.....	39
第1節	住宅の状況.....	39
第2節	住宅の耐震化率の目標設定.....	40
第3節	特定建築物の用途に供する建築物の耐震化の現状.....	41
第4節	特定建築物の耐震化率の目標設定.....	42



# 第1編 北栄町耐震改修促進計画策定の背景

## 第1章 建築物の耐震化の必要性

### 第1節 地震被害の現状

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人が亡くなりました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅の倒壊等によるものでした。

また、被災した建築物（住宅を除く建築物）の倒壊による道路閉塞が、避難、消火、救急、物資の輸送等の妨げとなりました。

#### ●阪神・淡路大震災における被害（平成18年5月19日 消防庁確定）

全体	人的被害(人数)		建物被害(棟数)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
被害数	6,434	43,792	104,906	144,274	390,506

鳥取県では、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震により、死者はありませんでしたが、負傷者141名及び、全壊394棟、半壊2,494棟、一部破壊14,134棟の住家被害がありました。

このうち、北栄町においては負傷者1名、住家被害として一部損壊10棟が報告されています。

#### ●鳥取県西部地震における被害（平成14年10月10日 消防庁確定）

都道府県	人的被害(人数)		建物被害(棟数)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
鳥取県	0	141	394	2,494	14,134
岡山県	0	18	7	31	943
島根県	0	11	34	576	3,456
大阪府	0	4	0	0	2
広島県	0	3			6
香川県	0	2			2
兵庫県	0	1			
和歌山県	0	1			
山口県	0	1			1
合計	0	182	435	3,101	18,544

さらに近年、鳥取県では平成 28 年 10 月に鳥取県中部地震が発生し、鳥取県で負傷者 25 名及び、全壊 18 棟、半壊 312 棟、一部破壊 15,078 棟の住家被害がありました。

このうち、北栄町においては、住家被害として全壊 13 棟、半壊 40 棟、一部破壊 2,236 棟の被害が報告されています。(平成 30 年 3 月 30 日時点の県情報より)

●鳥取県中部地震

1. 地震の概要(消防庁情報)

- (1) 発 生 日 時 平成 28 年 10 月 21 日 14 時 07 分
- (2) 震 央 地 名 鳥取県中部(北緯 35 度 22.8 分、東経 133 度 51.3 分)
- (3) 震源の深さ 11km(暫定値)
- (4) 規 模 マグニチュード 6.6(暫定値)
- (5) 各地の震度(震度 5 弱以上)

震度 6 弱 鳥取県：倉吉市、湯梨浜町、北栄町

震度 5 強 鳥取県：鳥取市、三朝町、岡山県：鏡野町、真庭市

震度 5 弱 鳥取県：琴浦町、日吉津村、島根県：隠岐の島町

2. 被害の状況

(※鳥取県は平成 30 年 3 月 20 日県情報、他県は平成 30 年 2 月 22 日消防庁情報より)

都道府県	人的被害(人数)		住家被害(棟数)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
鳥取県	0	25	18	312	15,078
岡山県	0	3	0	0	17
大阪府	0	1	0	0	0
兵庫県	0	3	0	0	0

○鳥取県内の住家被害 (平成 30 年 3 月 20 日県情報より)

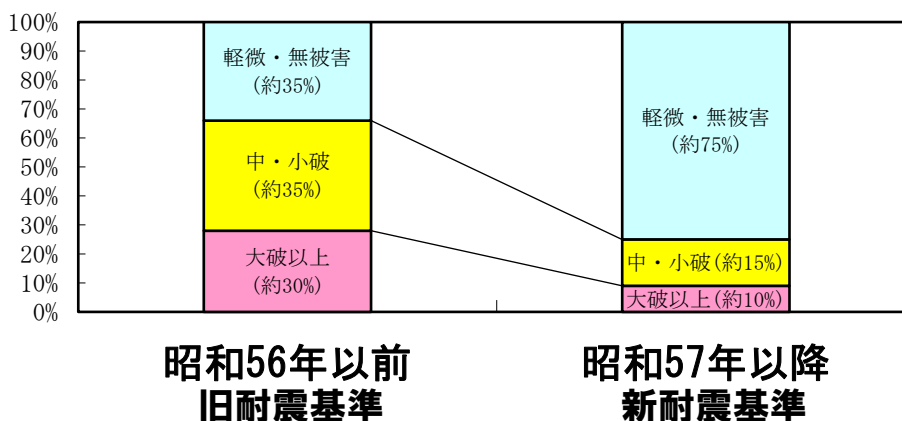
市町	住家被害(棟数)		
	全壊	半壊	一部損壊
鳥取市	1	1	210
北栄町	13	40	2,236
倉吉市	4	246	9,190
三朝町	0	7	1,111
湯梨浜町	0	17	1,858
琴浦町	0	1	455
その他	0	0	18
合 計	18	312	15,078

## 第2節 建築物の耐震化の必要性

建築基準法の耐震基準は、昭和56年6月1日に大きく改正されました。この改正以降に建築された建物を『**新耐震基準**』によるもの、それ以前に建築された建物を『**旧耐震基準**』によるものと区分しています。

阪神・淡路大震災で倒壊した建築物の多くが、旧耐震基準で建築されたものであったため、耐震性を確保する上で、新耐震基準に適合させることが重要と考えられるようになりました。

### ●阪神・淡路大震災の建物被害（平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書） 建築年別の被害状況（建築物）



### ●大破・中破等の定義（日本建築学会による大破・中破の判定基準）

被災度	構造別被害状況		
	木造	RC造 (鉄筋コンクリート造)	S造（鉄骨造）
倒壊	屋根・壁・床・柱等の破損が全面にわたり、建物の変形が著しい。周辺地盤の崩壊により、建物の変形が著しい。	柱・耐力壁が大破壊し、建物全体または建物の一部が崩壊にいたったもの。	復元力喪失
大破	大部分の壁・垂れ壁が破損し、内外装材がほとんど脱落している。筋交いが破損し、柱・梁に割れが生じ、床が破損している。	柱のせん断ひび割れ・曲げひび割れによって鉄筋が露出・座屈し、耐力壁に大きなせん断ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められるもの。	残留部材角1/30 以上
中破	大部分の壁・垂れ壁・腰壁にひび割れが生じ、一部が脱落している。大部分の屋根瓦が破損している。基礎のひび割れが著しい。	柱に典型的なせん断ひび割れ・曲げひび割れ、耐力壁にせん断ひび割れが見られ、RC二次壁・非構造体に大きな損傷が見られるもの。	残留部材角1/30 未満
小破	大部分の煉瓦および一部の屋根瓦が破損している。一部の壁にひび割れが生じている。一部の仕上げ材が脱落している。基礎の一部にひび割れが生じている。	柱・耐力壁の損傷は軽微であるが、RC二次壁・階段室の周りに、せん断ひび割れが見られるもの。	残留変形がほとんどなし。筋交い破断、柱脚破損など。
被害軽微	一部の屋根瓦に損傷が見られる。一部の垂れ壁・腰壁・仕上げ材にひび割れが生じている。	柱・耐力壁・二次壁の損傷が、軽微か若しくは、ほとんど損傷がないもの。	主要構造体被害なし。仕上げ材損傷。
無被害	外観上被害が全くない。		外観上被害が全くない。



### 第3節 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害が発生しました。さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、建物に加えて、塀にも被害が発生しました。

このように、我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといわれています。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

こうした状況の中において、建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置付けられています。

また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

なお、耐震化率の目標値については、令和2年5月に「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において見直しが検討されており、住宅については令和7年までに耐震化率95%、令和12年までに概ね解消、特定建築物のうち耐震診断が義務付けられている建築物は令和7年までに概ね解消とする提案がされています。

これを受けて、鳥取県は、建築物の耐震化を促進することを定めた「鳥取県耐震改修促進計画」（当初平成19年3月策定）を、令和4年3月に改定しました。

この中で、鳥取県は耐震化率の目標として、住宅では令和7年度に92%（現状：令和2年度時点で85%）に、特定建築物のうち耐震診断が義務付けられている建築物は令和7年度に85%（現状：令和2年度時点で70%）まで引き上げる目標を掲げています。

北栄町では『北栄町地域防災計画（令和2年3月修正分）』を策定し、【震災・風水害等対策編】の中で地震災害に係る災害予防・災害対策及び災害復旧に関する計画を定めています。

本計画では、国の方針や、鳥取県耐震改修促進計画、北栄町地域防災計画のうち、地震災害に係る災害予防の一環として、建物の耐震化の数値目標を定めるとともに、目標達成に向けての取組み方針・対策等について取りまとめるものとしします。

## 第2章 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

### 第1節 耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災の被害を教訓に、建築物の耐震化を促進するため、平成7年12月に制定されました。

その後、中央防災会議の「地震防災戦略」の決定及び建築物の地震防災推進会議の国土交通大臣への提言（平成17年6月）を踏まえ、より耐震化を促進するため、平成18年1月に改正され、特定建築物（現「特定既存耐震不適格建築物」）となる建築物の要件・規模の拡充及び指導の強化が規定されました。

また、南海トラフの巨大地震などの被害想定において、最大クラスの規模の地震が発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが確実視され、建築物の耐震化を加速するため、耐震施策の強化が喫緊の課題であることから、平成25年5月に大幅に改正され、不特定多数の者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物等について耐震診断を行うことが義務化されたほか、耐震診断の結果の公表について規定されました。

平成31年施行の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。

#### ●耐震改修促進法の概要

##### ◎国民の努力義務

- ・国民は、地震に対する安全性の確保を図るよう努めること

##### ◎耐震化の計画的実施

- ・県及び市町村は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組むこと

##### ◎全ての既存耐震不適格建築物の所有者の努力

- ・耐震関係規定に適合しない建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること

##### ◎特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力

- ・特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること

##### ◎要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等

- ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁（建築主事を置く行政庁）に報告すること
- ・必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること

##### ◎要安全確認計画記載建築物の所有者の義務等

- ・要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁が定める期限までに報告すること（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- ・必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること

##### ◎耐震診断結果の公表

- ・所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表する

◎耐震改修の計画の認定

- ・耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画について所管行政庁に認定を申請することができ、所管行政庁は、当該計画が耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、その認定をすることができる

◎区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和  
（区分所有法の特例：3/4→1/2）

◎耐震性に係る表示制度

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる

【特定既存耐震不適格建築物】

旧耐震基準で建築された①～③のいずれかの建築物

- ① 学校、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上等）
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する用途に供する建築物
- ③ 倒壊により本計画に記載した地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれがある建築物

【要緊急安全確認大規模建築物】

旧耐震基準で建築された①～②のいずれかの建築物

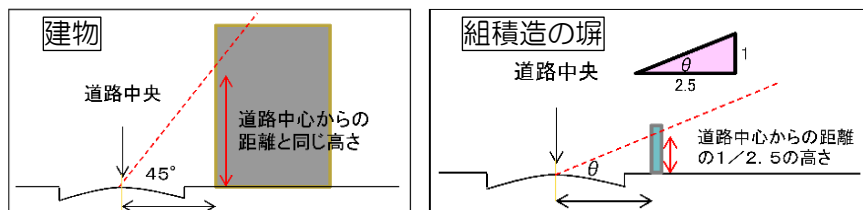
- ① 学校、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（階数 3 以上かつ延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上等）
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する用途に供する建築物で、階数 1 以上かつ延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上で敷地境界線から一定距離以内のもの

【要安全確認計画記載建築物】

旧耐震基準で建築された①～②のいずれかの建築物

- ① 病院、官公署その他大規模地震時にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、都道府県耐震改修促進計画に記載されたもの
- ② 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物で、都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載されたもの

〈対象建築物〉倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ 6m を超えるもの)及び組積造の塀(長さ 25m を超えるもの)



### 第3章 上位関連計画について

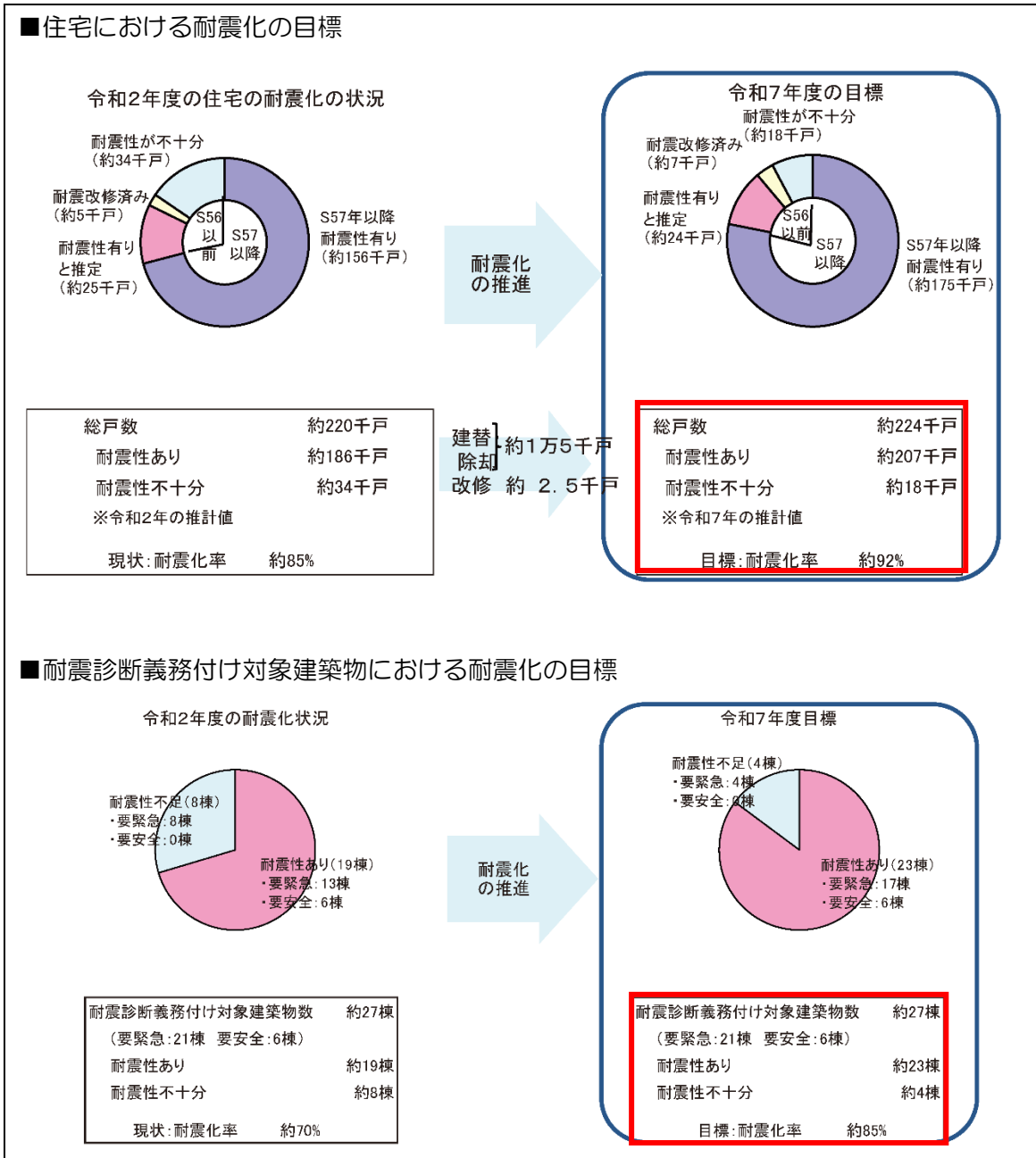
#### 第1節 鳥取県耐震改修促進計画について

鳥取県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）は「鳥取県国土強靱化地域計画」、「鳥取県地域防災計画」及び「鳥取県住生活基本計画」の関連計画として、住宅及び建築物の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すものです。

また、同計画は、市町が策定する耐震改修促進計画の指針としての性格を持つとともに、耐震改修促進法による所管行政庁が指導及び助言並びに指示を行う場合のガイドラインと位置づけられます。

本計画を策定する上で特に考慮すべき内容を抜粋し、以下に示します。

#### ●県計画における住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標



## 第2編 北栄町耐震改修促進計画

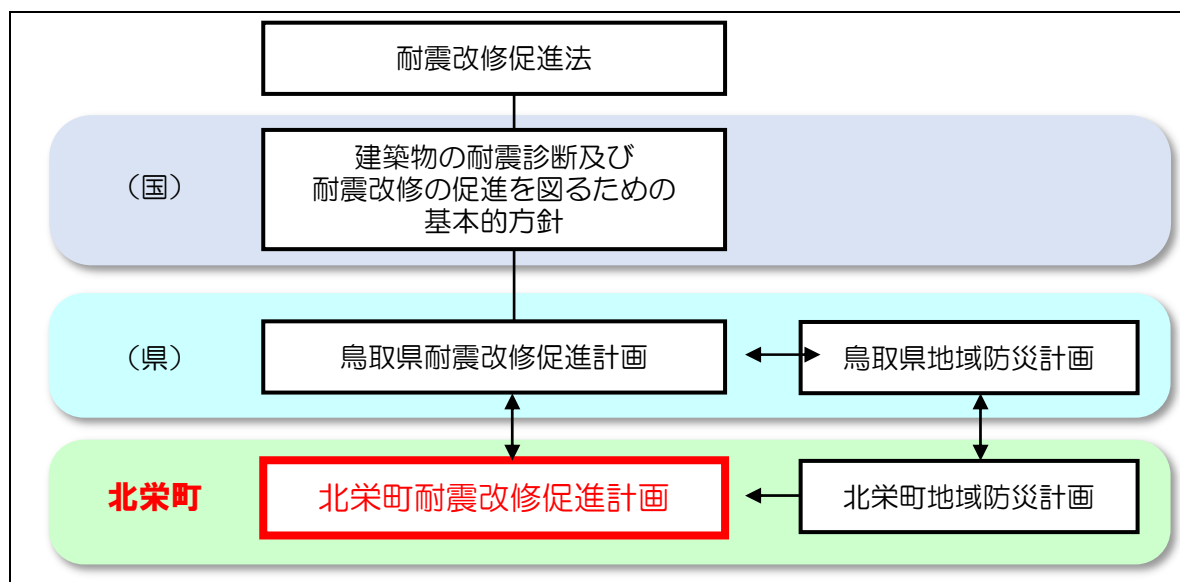
### 第1章 北栄町耐震改修促進計画の目的等

#### 第1節 目的

本計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震被害から、町民の生命・財産を保護するとともに、地震による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉に資するため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。

#### 第2節 耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づいて、北栄町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画とします。



#### 第3節 計画の実施期間

本計画の実施期間は、国及び県の実施期間と同じ令和7年度末までとします。

本計画については必要に応じて、その達成状況を評価し、必要な見直しを行います。

#### 第4節 耐震化の取り組み方針

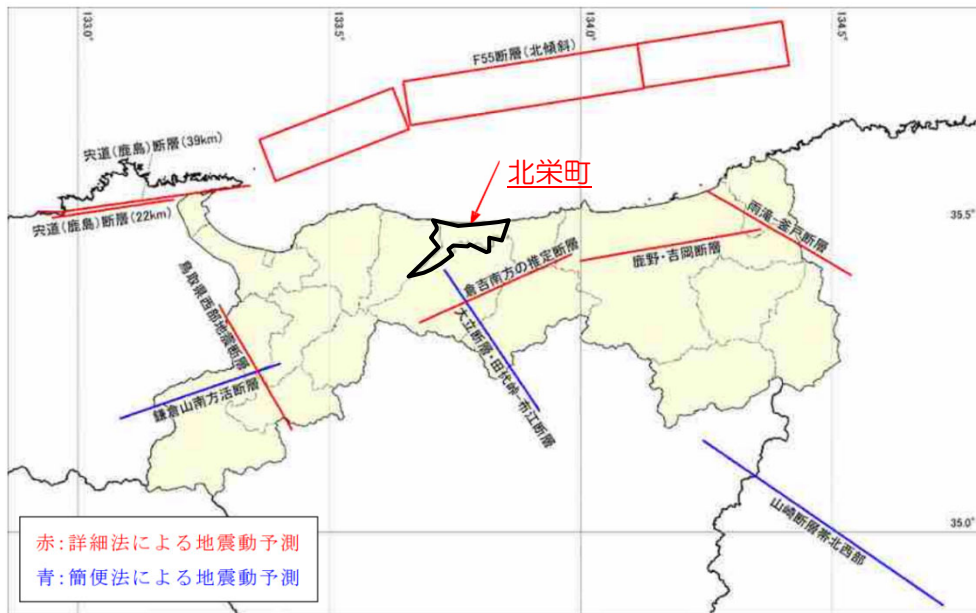
町は、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という『自助』・『共助』の取組みを推進し、情報提供、技術支援などの『公助』を県等と連携して支援を行います。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 第1節 想定される地震規模及び被害の状況

鳥取県で発生が想定される地震と被害の予測は、平成30年12月に「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」で取りまとめられ、鳥取県のホームページに掲載されています。この中で、鳥取県内に被害を及ぼす可能性のある断層が次のように示されています。

#### ●想定地震の震源断層位置図



(「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」より)

上記断層のうち、詳細法による地震動予測が行われている各断層の地震の規模を示すマグニチュードは次の通りです。また、次項に本町に近い断層における震度予測を示します。

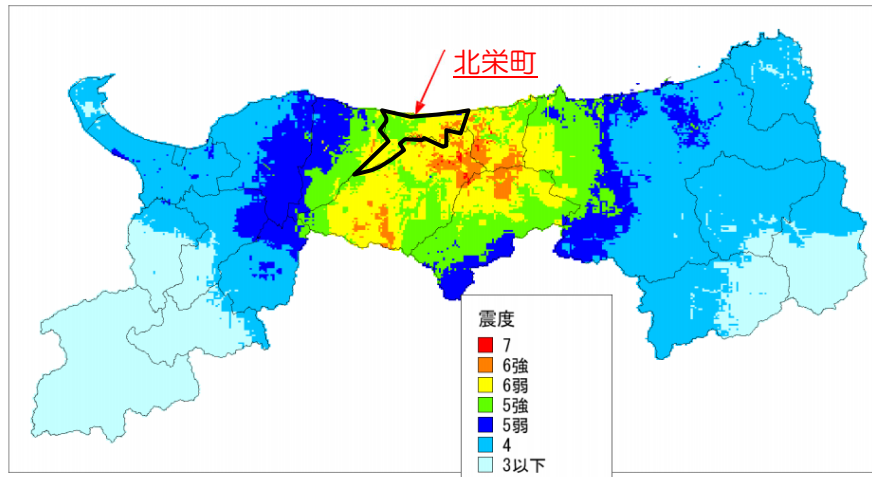
#### ●想定地震一覧表（詳細法によるもの）

断層	想定マグニチュード
倉吉南方の推定断層	7.3
鳥取県西部地震断層	7.3
雨滝 - 釜戸断層	7.3
鹿野・吉岡断層	7.4
宍道（鹿島）断層（22km）	7.1
宍道（鹿島）断層（39km）	7.5
F55断層（津波：大すべり右側、左側、中央）	8.1

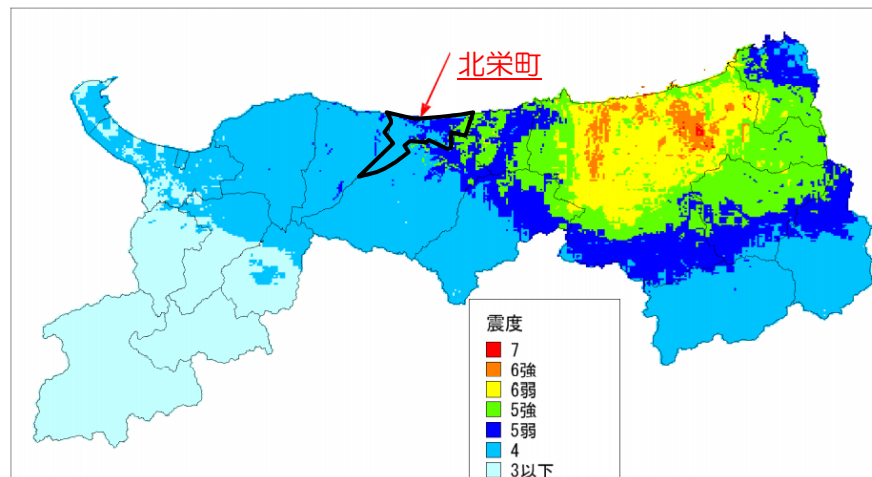
(「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」より作成)



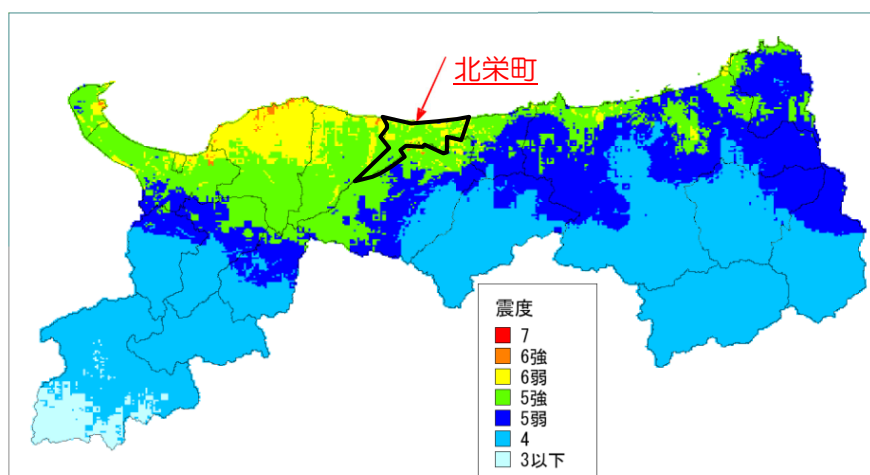
●地表における震度予測結果（等価線形計算による）



① 倉吉南方の推定断層による地震



② 鹿野・吉岡断層による地震



③ F55 断層（津波：大すべり中央）

（「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」より抜粋）

前頁の「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」による想定地震震度分布図を見ると、北栄町においては「倉吉南方の推定断層による地震」が最も強い震度分布を示していることがわかります。また、同報告書では各断層に起因する地震ごとに被害予想が試算されており、これにおいても、「建物被害」「人的被害」については「倉吉南方の推定断層による地震」による被害が最も大きくなると予想されています。

●推定断層の地震による被害想定結果（建物被害）

種別：建物被害		*：数棟 -：被害なし							
断層	想定マグニチュード	現況棟数	建物被害 ※揺れによる被害のみを抽出						最大被害
			冬深夜		夏12時		冬18時		
			全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
倉吉南方の推定断層	7.3	8,900	約 150	約 550	約 110	約 550	約 150	約 550	●
鳥取県西部地震断層	7.3		*	*	*	*	*	*	
雨滝-釜戸断層	7.3		-	-	-	-	-	-	
鹿野・吉岡断層	7.4		-	*	-	*	-	*	
宍道（鹿島）断層（22km）	7.1		-	-	-	-	-	-	
宍道（鹿島）断層（39km）	7.5		-	-	-	-	-	-	
F55断層（津波：大すべり右側,左側,中央）	8.1		約 10	約 170	約 10	約 170	約 10	約 170	

●推定断層の地震による被害想定結果（人的被害）

種別：人的被害		*：数棟 -：被害なし									
断層	想定マグニチュード	建物倒壊による人的被害									最大被害
		冬深夜			夏12時			冬18時			
		滞留人口	死者	負傷者	滞留人口	死者	負傷者	滞留人口	死者	負傷者	
倉吉南方の推定断層	7.3	15,000	約 10	約 110	*	約 70	14,000	約 10	約 80	●	
鳥取県西部地震断層	7.3		*	*	*	*		*	*		
雨滝-釜戸断層	7.3		*	*	*	*		*	*		
鹿野・吉岡断層	7.4		*	約 10	*	*		*	*		
宍道（鹿島）断層（22km）	7.1		*	*	*	*		-	-		
宍道（鹿島）断層（39km）	7.5		-	-	-	-		-	-		
F55断層（津波：大すべり右側,左側,中央）	8.1		*	約 30	*	約 20		*	約 20		

●推定断層の地震による被害想定結果（その他被害）

種別：その他の被害		*：数棟 -：被害なし					
断層	電灯軒数	被災直後（冬18時）					
		電力：停電率		上水道：断水率		下水道：機能支障率	
		停電軒数	停電率	給水人口	断水人口	断水率	処理人口
倉吉南方の推定断層	約 40	約 40	0.4	約 13,000	82	約 800	5.3
鳥取県西部地震断層	-	-	約 410	3	約 60	0.4	
雨滝-釜戸断層	-	-	約 10	0	約 30	0.2	
鹿野・吉岡断層	-	-	約 4,600	29	約 110	0.8	
宍道（鹿島）断層（22km）	-	-	-	-	-	-	
宍道（鹿島）断層（39km）	-	-	-	-	-	-	
F55断層（津波：大すべり右側,左側,中央）	*	0	約 14,000	92	約 950	6.3	

電力-停電率：電灯軒数に対する停電軒数  
 上水道-断水率：給水人口に対する断水人口  
 下水道-機能支障率：処理人口に対する機能支障人口

種別：その他の被害		*：数棟 -：被害なし								
断層	回線数	被災直後（冬18時）						短期的住機能支障（冬18時）		
		通信：不通回線率			LPガス：供給停止率			被災1週間後避難所避難者数	避難所収容人数	避難所過不足数
		回線数	不通回線数	不通回線率	消費者戸数	復旧対象消費者戸数	供給停止戸数			
倉吉南方の推定断層	約 40	約 40	0.9	約 2,800	約 110	3.8	約 910	約 4,000	約 3,100	
鳥取県西部地震断層	-	-	-	約 3,600	*	0	約 40	約 4,000	約 4,000	
雨滝-釜戸断層	-	-	-	約 3,600	-	-	約 20	約 4,000	約 4,000	
鹿野・吉岡断層	-	-	-	約 3,500	-	-	約 100	約 4,000	約 3,900	
宍道（鹿島）断層（22km）	-	-	-	約 3,700	-	-	-	約 4,000	約 4,000	
宍道（鹿島）断層（39km）	-	-	-	約 3,700	-	-	*	約 4,000	約 4,000	
F55断層（津波：大すべり右側,左側,中央）	*	0.1	約 3,200	約 30	0.9	約 410	約 4,000	約 3,600		

通信-不通回線率：回線数に対する不通回線数  
 LPガス-供給停止率：復旧対象消費者戸数に対する供給停止戸数

（「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」より作成）



## 第2節 耐震化の現状と目標

### 1 耐震化の目標設定の考え方

耐震化目標の基本方針は、国及び県の減災目標と同様に「想定される地震被害を半減」させることとします。

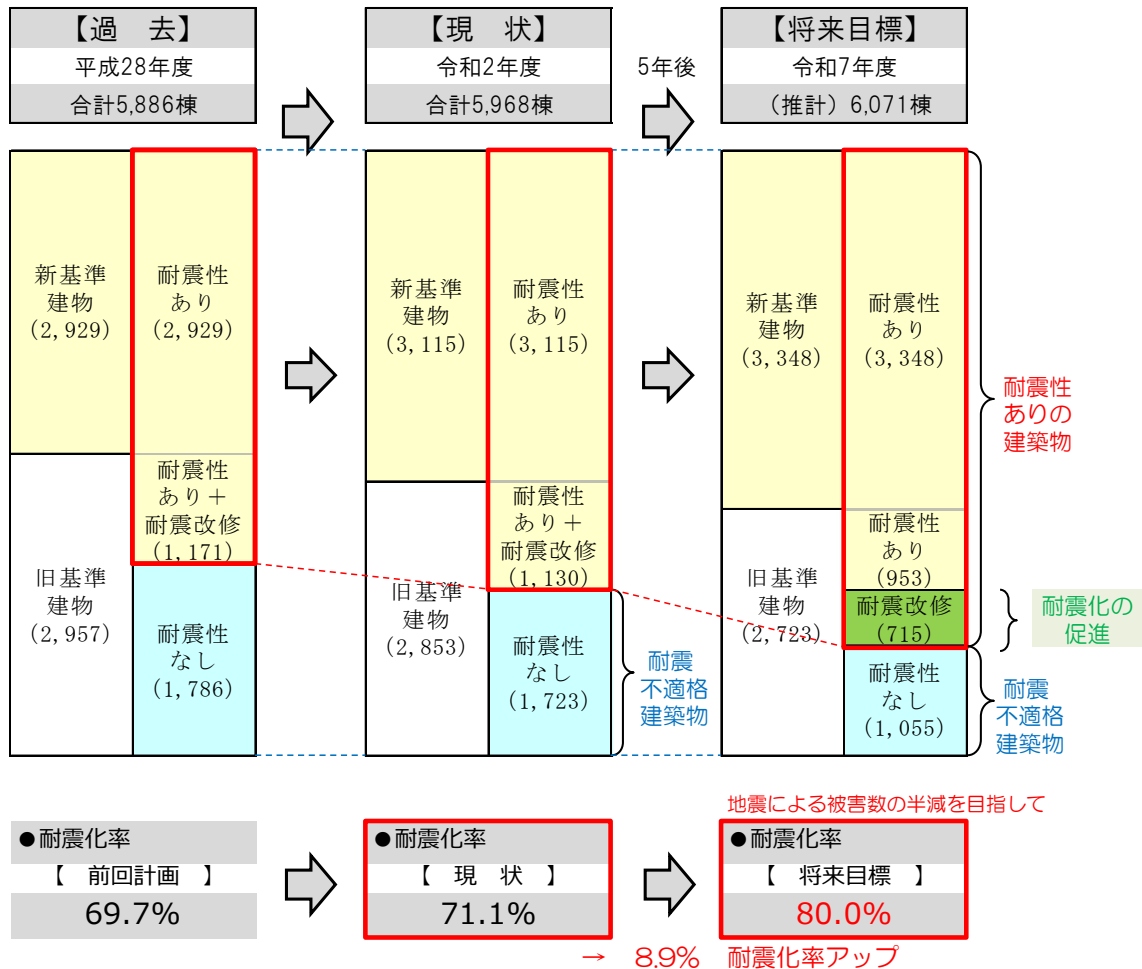
「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月）では、旧耐震基準の建物の耐震化による被害軽減について示されており、それによれば、現在旧耐震基準である建物の63%を耐震化することで、地震被害を半減させることができると考えられます。

### 2 住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化率は、平成28年度の69.7%から令和2年度の71.1%に増加しているものの、耐震化はあまり進んでいない状態です。

今後、地震による被害を半減させるためには、耐震化を一層促進する必要があることから、本計画においては、**令和7年度末までの目標を80%**と定めます。（P.40 参照）

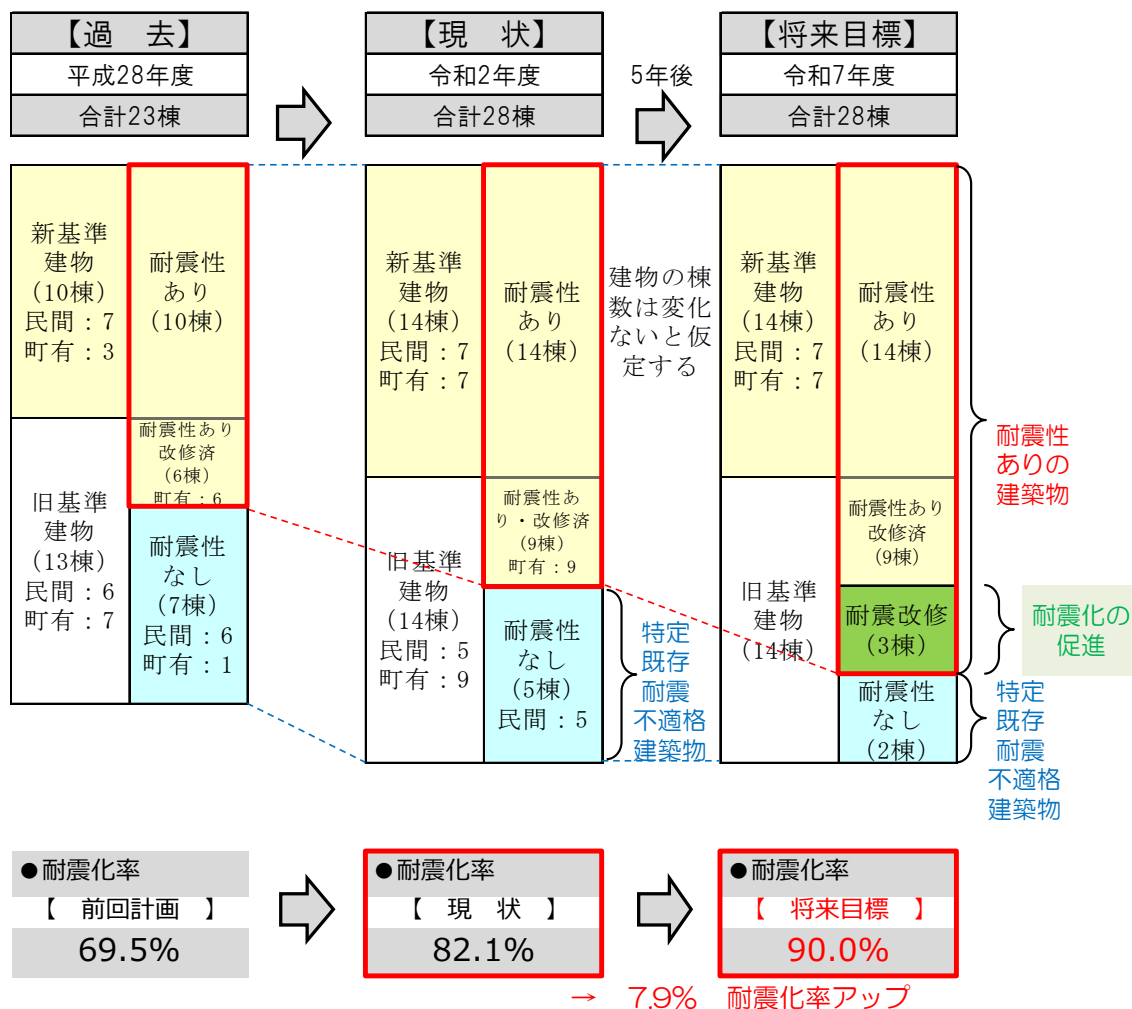
#### ●住宅の耐震化率の目標



### 3 特定建築物の耐震化率の目標

目標とする耐震化率は、鳥取県耐震改修促進計画に整合を図り、町有の建物、民間の建物を合わせて全体的な耐震化率を90%とすることを目標とします。(P.42 参照)

#### ●特定建築物の耐震化率の目標



### 4 耐震診断義務付け対象建築物の目標

特定建築物のうち、法で定める条件や規模以上の施設は、耐震診断の実施が義務付けられています。

#### ■耐震診断義務付け対象建築物の種類

- ①要緊急安全確認大規模建築物（大規模建築物）
- ②要安全確認計画記載建築物
  - ②-1 避難路沿道建築物（一定規模以上の建物、ブロック塀）
  - ②-2 防災拠点建築物

本町においては、これらの規模要件に該当する建築物はありません。

### 第3節 町有施設の耐震化の目標

#### 1 公共施設の耐震化の必要性

公共施設は、利用する住民の安全確保のためだけでなく、災害時に避難場所として利用されるものや、被害情報の収集や災害対策指示が行われる庁舎等、災害時に重要な役割を果たすものが多いことから、重点的に耐震性の確保に取り組むことが必要です。

町有施設の中で「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」については、現在耐震化率は100%となっています。これらの施設については、引き続き適切な維持管理に努めます。

なお「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」の規模要件に該当しない町有施設については、計画的に耐震化を促進し、安全の確保に努めます。

#### ●町有施設の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物の規模要件に該当分のみ）

区分	① 合計	旧基準(S56年以前)			⑤ 新基準 (S57 年 以降)	⑥ 耐震性 有り ⑤+④+ ③	耐震化率 ⑥÷① (%)
		計	② 耐震性 不十分	③ 耐震性 あり (推定)			
○多数の多数の者が利用する一定規模以上の建築物(階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上等)							
■町有施設							
小中学校等	10	5	0	5	5	10	100%
体育館	4	2	0	2	2	4	100%
役場	2	2	0	2	0	2	100%
合計	16	9	0	9	7	16	100%

第1節 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等の自らの問題としての取組み【自助】、地域で助け合いまちを守る取組み【共助】、公共における地震対策や施設整備等の取組み【公助】のそれぞれが対応能力を高め、連携することが重要です。

町は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域等に対し、これらを支援する関係団体等と連携しながら負担軽減のための支援を行います。

第2節 適切な役割分担

建築物の用途や利用者の状況、災害時に果たす役割や倒壊時に引き起こされる被害状況等、緊急性や公益性を十分に考慮しながら、以下のとおり適切な役割分担の下に、耐震診断及び耐震改修を効果的に促進する施策を進めます。

●耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

①町の役割

- 耐震改修促進計画の策定、地震ハザードマップ等の作成、補助事業、耐震改修を行ったことの証明書の発行など耐震化を促進するための施策を実施
- 耐震化のための相談窓口、耐震化のための情報提供、自治会などとの協力による地震対策の取組みを実施
- 町有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表
- 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施。

②建築物所有者等の役割

- 自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施
- 耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替えを実施
- がけ崩れ等による建物被害を防止するため、がけ付近に建築された住宅を移転
- 地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施
- 町内会等で擁壁、ブロック塀、がけ崩れの恐れのある箇所を点検し、必要に応じて危険箇所を町内で連絡し、情報共有を図る

③建築関係団体の役割

- 耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施
- 耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上
- 複数の建築関係団体による協議会を設置し、県及び市町村の行う事業に連携、協力

### 第3節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認大規模建築物の所有者は、耐震改修促進法で耐震診断の実施及び診断結果の報告の義務が定められています。

また、特定既存耐震不適格建築物（耐震性が不十分で一定規模以上の建築物）の所有者は、耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認大規模建築物を含む特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対しては、県により耐震改修促進法に基づく指導・指示等が行われます。

#### 1 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等の実施（県により実施）

県は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行いその確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促します。

それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等により公表することとします。

#### 2 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

（県により実施）

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表は、県のホームページ等により公表されます。

なお、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、公表内容は速やかに更新されます。

#### 3 指導・助言の方法

指導及び助言は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、耐震診断及び耐震改修の実施についての相談に応じるなどの形で行います。

建築基準法第12条に基づく定期報告の対象となる特定既存耐震不適格建築物については、平成19年4月1日から耐震診断、耐震改修の状況についても報告が義務付けられています。

#### 4 指示の方法（県により実施）

指示は、指導及び助言を行った特定既存耐震不適格建築物の所有者が、耐震診断・耐震改修を実施しない場合において、その実施を促しても協力を得られないときに、実施すべき事項を具体的に明示した指示書を交付する等の方法で行われます。

指示は、指導・助言の実施の有無にかかわらず、必要に応じて行われます。

#### 5 指示に従わない場合の公表の方法（県により実施）

公表は、正当な理由がなく耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合に行われます。

公表は、建物の利用者及び周囲の住民等にも周知する必要があるため、特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名、特定既存耐震不適格建築物の名称・位置等を公報に登載するとともに、県及び町のホームページに掲載し、その窓口で閲覧に供することにより行われます。

#### 6 優先的に指導・助言等をすべき特定既存耐震不適格建築物の選定

次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物	
○ 防災上重要な建築物	➤ 防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
○ 不特定多数の者が利用する建築物	➤ 旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等
○ 避難要援護者の利用する建築物	➤ 老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、盲・聾・養護学校
○ 被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	➤ 地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物

7 耐震改修促進法における規制対象一覧

- : 多数の者が利用する建築物
- : 要緊急安全確認大規模建築物
- : 要安全確認計画記載建築物

表 耐震改修促進法における規制対象一覧

※面積は延べ面積

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	大規模建築物の規模要件,耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校,中学校,中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上 かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上 かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホ-リング場,スケ-ト場,水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院,診療所				
劇場,観覧場,映画館,演芸場				
集会場,公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店,マ-ケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル,旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。),寄宿舎,下宿				
事務所				
老人ホーム,老人短期入所施設,福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター,児童厚生施設,身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園,保育所		階数 2 以上 かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館,美術館,図書館		階数 3 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店,キャバ-レ-,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店,質屋,貸衣装屋,銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所,税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって,前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合 は 6m 超) ※本町では路線の指定をしていません。	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって,前面道路の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合 は 6m 超) ※一定規模以上のブロック塀も含む ※緊急輸送道路等が対象となり得ますが,県は路線を指定していません。
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な,病院,官公署,災害応急対策に必要な施設などの建築物



#### 第4節 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

##### 1 建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業

耐震化は建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが基本ですが、費用負担の問題から耐震化が進んでいないのが現状です。

町は県と連携し、震災に強いまちづくりを促進するため、所有者等が行う耐震診断、耐震改修等を支援する事業を行うなど、所有者が耐震改修に取り組みやすい環境づくりを進めます。

また、『鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金』として、住まいに関する防災対策の実施に要する経費に対して、必要要件に該当するものに対して補助が行われています。

※ 補助金の概要については、下記の鳥取県ホームページで紹介されています。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491>)

##### ●関連する支援事業の例（鳥取県）

事業名	主な事業内容
○住宅・建築物耐震改修事業	・耐震診断、改修計画の策定（補強設計）、耐震改修等の補助（ブロック塀耐震対策も含む）
○ブロック塀等撤去・改修補助制度	・耐震診断、耐震改修（補強・撤去・再構築等）の補助
○がけ地近接等危険住宅移転事業	・がけ付近に建築された住宅の移転の補助
○災害対応力強化資金	・事業継続計画（BCP）を策定または今後策定を進める者を対象として、建物の耐震補強を補助
○レッド区域内住宅建替等事業	・土砂災害特別警戒区域（通称「レッド区域」）内の住宅や避難所の建替え等における外壁の強化等への補助
○新規需要開拓設備資金融資	・耐震改修等の設備投資を行う中小企業者等への融資

※一部事業は市町村が主体・窓口に設定されています。

※制度内容は変更することがあります。

※補助金の交付条件や交付額など、詳細は町のホームページで公表します。

※年度毎の予算範囲内にて交付されますので、早期に締め切ることがあります。

※ご不明な点は、地域整備課 地域整備室に問い合わせください。(TEL0858-37-3117)

##### ○北栄町木造住宅耐震診断事業

- ・町では震災から住民の生命と財産とを守り、安心して生活できるまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を実施しています。要件に合う住宅は無料で実施できます。
- ・本事業の要件を満たさない場合でも、後記の「北栄町震災に強いまちづくり促進事業」の補助要件を満たす可能性があります。

《補助対象となる住宅等の要件》	令和3年3月時点
以下のすべてを満たす木造一戸建て住宅が対象となります。	
・木造在来軸工法、伝統的工法又は枠組壁工法で建築されたものであること	
・1棟につき延べ床面積が280平方メートル以内で、階数が二階以下であること	
・平成12年5月31日までに新築工事に着工されたもの	
・現に居住の用に供しているものであること	
・国及び地方公共団体以外のものが所有するものであること	



## ○北栄町震災に強いまちづくり促進事業

- 本町では、震災に強いまちづくりを促進することを目的として、住宅、建築物、擁壁及びブロック塀\*（住宅又は建築物に付属するものに限る）の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助するとともに、住まいの耐震化に係る普及啓発等を実施しています。

※耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路は、住宅や事業所等から北栄町地域防災計画で定める避難所や避難場所等へ至る私道を除く経路が対象となります。

- 本町において住宅の耐震化があまり進んでいない要因としては、住宅所有者の金銭的負担が支障となっていることが考えられます。そのため、本町では、令和3年度に本事業に国の補助制度\*の導入し、耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な支援の創出や、各種補助の助成額の見直しを図ります。

※平成30年に国により制度化された「総合的支援メニュー」

- また、新たな補助制度の導入に必要な「北栄町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、耐震改修が必要な住宅所有者に対する直接的な働きかけ等の取り組み等を規定し、目標を設定するとともに、毎年度、取り組みの実施状況や達成状況を把握・検証・公表することで、効率的に耐震化を促進します。

《補助対象となる住宅等の要件》	令和3年3月時点
※以下に示す補助要件は、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の一部抜粋です。	
※詳細要件は、町HPで公表している要綱をご確認いただくか、地域整備課にお問い合わせください。	
(1) 一戸建ての住宅については平成12年5月31日以前に建築されたもの。	
(2) 特定天井については平成26年3月31日以前に建築されたもの	
(3) (1)、(2)以外については昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
(4) 擁壁の場合は、住宅又は建築物と併せて耐震改修等を実施する場合で、不特定の者が通行する道路に面したものの。	
(5) 改修設計、耐震改修、建替、除却又は耐震シェルタ-の設置の場合にあつては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。(特定天井の場合は、診断の結果、脱落の危険があると評価されたもの。)	
(6) 当該対象住宅等に係る耐震改修を行う場合は、特定行政庁による勧告がなされたものであること。	
(7) 屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合は、昭和56年6月1日以降に建築されたもの又は昭和56年5月31日以前に建築されたもので、耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの若しくは耐震改修を実施したものであること。	

## 2 町有施設の耐震化に関する検討

公共施設に関しては、利用者の安全性確保のため、耐震診断及び耐震改修等の耐震化に関する検討、あるいは適正な時期での施設除去や更新（施設機能の統合など含む）等、総合的な検討を進めていきます。

## 3 耐震改修に係る税制措置

耐震改修の促進にあたり、次のとおり税制上の優遇制度が施行されています。

上記の助成制度とともに、建築物の所有者等への周知を図ります。

※税制上の優遇制度についても、下記の鳥取県ホームページで紹介されています。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491>)

対 象	税 制		内 容
住宅の耐震改修	耐震改修税制	所得税 (R3.12.31 まで)	旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準)により建築された住宅を現行の耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準)に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額(上限:250 万円)の 10%がその年分の所得税額から控除されます。
		固定資産税 (R4.3.31 まで)	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、費用が 50 万円以上となる耐震改修工事を行なった場合、固定資産税(120 ㎡相当分まで)が 1 年間、1/2 に減額されます。

## 第 5 節 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

### 1 相談窓口の設置、耐震化の情報提供

近年、リフォーム工事に伴う消費者被害が社会問題となっており、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。

所有者等が耐震診断、耐震改修を行うにあたって感じる「どこに頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「改修の効果はあるか」等の不安が耐震改修の阻害要因となっていることから、町及び建築関係団体は、そうした不安を解消するため、相談窓口を開設し、情報提供等を行っています。

#### ●相談窓口

区分	北栄町	建築関係団体の例
主な相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域整備課 地域整備室</li> <li>○町民課 評価室</li> <li>○総務課 情報防災室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(社)鳥取県建築士会</li> <li>○(社)鳥取県建築士事務所協会</li> <li>○(財)鳥取県建築住宅検査センター</li> <li>○(社)日本建築構造技術者協会</li> <li>○鳥取県木造住宅推進協議会 等</li> </ul>
提供情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅やブロック塀など、各種耐震診断や耐震改修の制度説明や情報提供</li> <li>○耐震診断、耐震改修の実施可能な業者に関する情報</li> <li>○固定資産税など、建物に関する税金の情報提供</li> <li>○地域防災計画やがけ地に関する補助制度の説明や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計、施工の専門業者に関する情報</li> <li>○耐震化の新技術、工法に関する情報</li> </ul>

## 2 木造住宅耐震化業者登録・公表制度の整備等

耐震診断・耐震改修は、施工性・現場状況の問題から、建築士等の設計者や工事業者等の施工者から敬遠されがちで、リフォーム等の機会があっても実施されない場合があります。

そこで、耐震化促進のため、設計者・施工者に正しい知識を身に付けてもらい、耐震化に関する技術力の向上を図るとともに、住民が耐震化を依頼するにあたって「どの業者に頼めばいいかわからない」という不安を解消するため、耐震化に関する考査を行い、一定の知識を有する建築士等が所属する建築士事務所や建設業者を公表するなど、所有者等の耐震化への取組みを支援する次のような仕組みがあります。

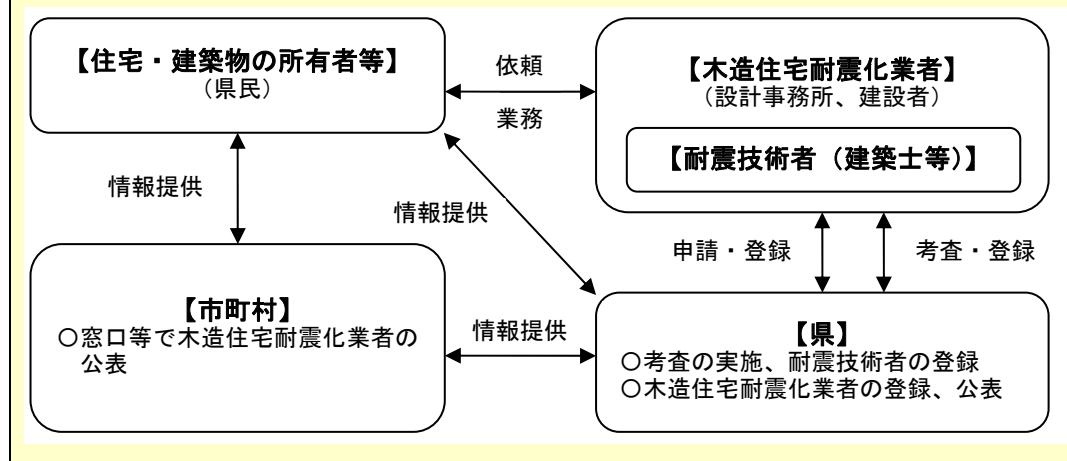
### ●鳥取県・木造住宅耐震化業者登録制度について

木造住宅の所有者が、耐震化を行うにあたり「誰に頼んだらよいか分からない」という不安を解消するため、鳥取県は、木造住宅の耐震化に関して県が実施した考査（試験）に合格した建築士などの技術者が勤務する建築士事務所及び建築工事業者の申請に基づき登録し、その台帳を公表しています。

●建築士事務所・・・建築士が勤務し、耐震診断、補強設計、工事監理を行うところです。

●建築工事業者・・・建築士、建築施工管理技士又は建築大工技能士が勤務し、耐震改修を行うところです。

### ●木造住宅耐震化業者登録制度の仕組み



また、(一財)日本建築防災協会のホームページ (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>) では、「耐震診断、耐震改修設計を実施する建築士事務所」及び「耐震改修工事の施工可能な事業者」一覧が掲載されています。

## 第6節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

地震による被害を軽減するためには、建築物の耐震化に限らず、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊、天井の崩落、窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベストの飛散、エレベーターの閉じ込め事故、家具の転倒などに対する対策が必要です。

なお、本町では「北栄町震災に強いまちづくり促進事業」を運用しており、各施設の耐震診断、耐震設計、耐震改修を支援しています。

### 1 かけ崩れ、擁壁・コンクリートブロック塀の危険箇所の調査及び倒壊防止対策

地震の際に起きるかけ崩れ、擁壁の崩壊による宅地被害や、コンクリートブロック塀の倒壊による死傷者が社会的に問題となっています。その後、コンクリートブロック塀の構造基準が強化され、既存不適格のもの、経年劣化したものへの対応が求められています。

かけ崩れ、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊に対しては、地域の自治会等により危険の予測される箇所を点検し、所有者等に安全確保を呼びかけるとともに、地域の危険箇所を連絡する等の対策が必要です。

### 2 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

これまでの大地震においては、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する事案が多数発生し、建築基準法に基づく新しい技術基準が施行されました。こうした状況を踏まえ、県や町では基準に適合しない建物の所有者・管理者に対し改善指導を行っていきます。

### 3 窓ガラス等の落下防止対策

鳥取県中部地震などこれまでの大地震では、窓ガラスの落下による被害も多数見られました。過去の地震被害を踏まえて建築基準法が改正され、窓ガラスとサッシをとめる材料としての硬化性パテの使用が禁止されたことを受け、弾性シーリングへの改善等の対策が必要となっています。






また、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、外壁の落下防止についても改善等の対策を講じる必要があります。

#### 4 戸建て住宅の屋根瓦の耐震対策、耐震シェルター整備

鳥取県中部地震では、特に屋根への被害が大きかったことから、地震災害に強い瓦等の、屋根瓦の落下防止対策が必要です。

また、住宅の1室だけを耐震化する「耐震シェルター」整備も、耐震改修工事に比べて短期間で設置できるなど有効です。

##### ●（参考）屋根仕様による重さ・瓦の落ちやすさの比較

土葺瓦（非常に重い）	椽瓦葺（重い）	鉄板葺（軽い）
  <p style="text-align: center;">（重い） ←</p>	 <p style="text-align: center;">ステンレススクリュー釘    ステンレススクリュー釘</p>  <p style="text-align: center;">横椽木</p>	 <p style="text-align: center;">（軽い） →</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦と土により重量が重い</li> <li>・土の上に瓦を置く工法（釘等で留めない）</li> <li>・経年により土の耐久度が低くなり瓦が落ちやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地の上に敷いた木材へ、瓦のツメを引っかけて釘などで固定</li> <li>・土葺瓦に比べて軽量、瓦が落ちにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦葺きに比べて軽い</li> <li>・落下物の恐れがない</li> </ul>

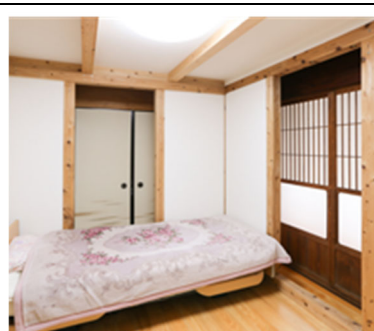
##### ●（参考）耐震シェルターとは

- ・地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースなど一定空間を確保することで命を守る装置
- ・既存の住宅内に設置し、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能
- ・主な種類には一部屋型とベッド型がある（※ベッド型は補助制度の対象外の場合があります）

○一部屋型：設置費用 25万円 ～ 350万円  
（東京都ホームページより、東京都内での概算設置費用）



（一部屋型事例1）費用：25万円（税別）  
・工事2日、1階設置、内はベッド2台分



（一部屋型事例1）費用：38万円（税別）  
・工事1日、四方を出入口

## 5 アスベストの飛散防止対策

アスベストの健康被害が社会的に問題となっており、建築基準法でも、建築物に使用されたアスベストの除去等の措置が義務づけられるなど、規制が強化されました。

しかし、囲い込みによる処置で建築物に残ったアスベストは、地震による被災で飛散する可能性があります。

今後も、県の取り組みを中心に、アスベストの除去等の飛散防止対策を促していきます。

## 6 エレベーターの閉じ込め等防止対策

過去の地震の際にはエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められる事故が発生しました。

こうした状況を踏まえ、新設エレベーターについては、P波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。

また、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準も定められました。

法改正により既存不適格となるエレベーターについて、県の指導等により、改善等の対策が促されています。

## 7 家具転倒防止対策

阪神・淡路大震災では、家具の転倒による死者がありましたが、家具の転倒防止対策は費用負担も少なく、所有者等の積極的な取り組みが最も期待できるところです。

そうした取り組みを促進するため、町は引き続き、県や建築関係団体と連携して普及・啓発を行います。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、給湯設備の転倒防止や配管等の設備の落下防止等の指導・助言を行います。

## 8 空き家等対策

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、鳥取県の空き家数は 39,900 戸、住宅総数（256,600 戸）に占める比率＝空き家率は 15.5%で全国平均（13.6%）を上回っており、今後は管理が不十分な空き家の防災、衛生、景観等が問題となってきます。また、全国的な空き家問題を受け、平成 27 年 2 月には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本町は平成 30 年 10 月に「北栄町空き家等対策計画」を策定し、また、「北栄町老朽危険空き家等除却事業」などの補助事業により、空き家等の対策に取り組んでいます。

長年利用されず放置されている空き家等は、地震により倒壊した場合、前面道路の封鎖や通行人等に被害を与えるおそれがあるため、これらの耐震性が不足する空き家等の除却等への対策を行い、良質な住宅及び建築物ストックの形成を推進します。

《北栄町老朽危険空き家等除却事業の概要》 平成 28 年 12 月 21 日時点要綱から抜粋

※詳細要件は、町 HP で公表している要綱をご確認いただくか、総務課(TEL:0858-37-5862)にお問い合わせください。

- ・町で行う空き家等の実態調査により、危険度や緊急度が高いと判定された老朽危険空き家等のうち、木造又は軽量鉄骨造及び、公共事業の補償対象となっていない建物を対象に、除却工事(解体工事)の費用を補助する事業です。



## 第7節 地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害の軽減対策

### 1 がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用

地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害を防止するため、安全な場所への移転や土砂災害の発生のおそれのある区域内の建物の補強、造成された宅地の崩壊防止対策等が必要です。

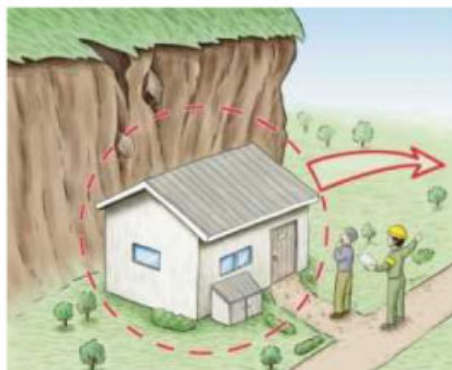
危険ながけ付近に建築された住宅については、既存住宅の除却費、新しい土地・建物の購入費の利子に対して助成する「北栄町がけ地近接等危険住宅移転事業」により移転を促進します。

また、土砂災害特別警戒区域内の住宅や避難所については、壁や基礎の強化等に対して助成する「鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」により建替え等を促進します。

《北栄町がけ地近接等危険住宅移転事業の概要》 平成 30 年 6 月 5 日時点要綱から抜粋

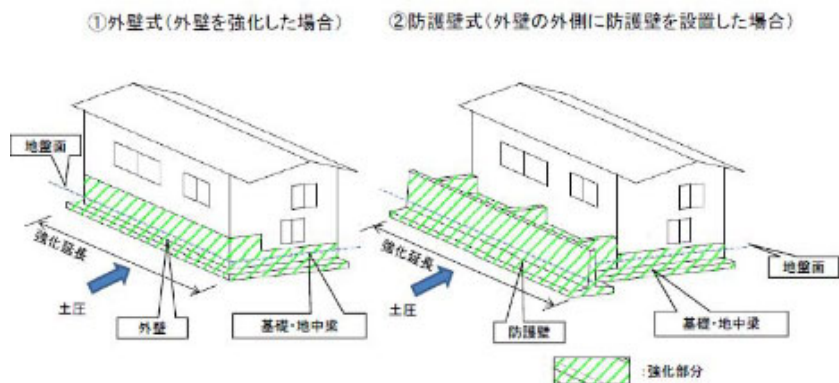
※詳細要件は、町 HP で公表している要綱をご確認いただくか、総務課(TEL:0858-37-5862)にお問い合わせください。

- ・町内の災害危険区域等（がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しい区域等）に建てられている住宅について、災害危険区域等から住宅を移転する場合、元住宅の除却工事(解体工事)や、新住宅の建設・土地の取得に係る費用の一部を補助する制度です。



図：がけ地からの移転のイメージ

出典：「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などについて」(国交省)



図：土砂災害特別警戒区域内の建物の構造強化のイメージ

出典：「鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業のご案内」(鳥取県)

## 第8節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

道路に面した建築物が、地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、避難、消火、救急、支援助物資の輸送等の妨げとなり、その後の市街地の復旧の支障になります。

地域防災計画（災害対策基本法に基づき県や町で策定する防災計画）で定める緊急輸送道路は、県内外の中心都市、防災拠点、県庁及び町役場等を連絡する重要な道路で、地震時の通行確保を最優先で行う必要があるものです。

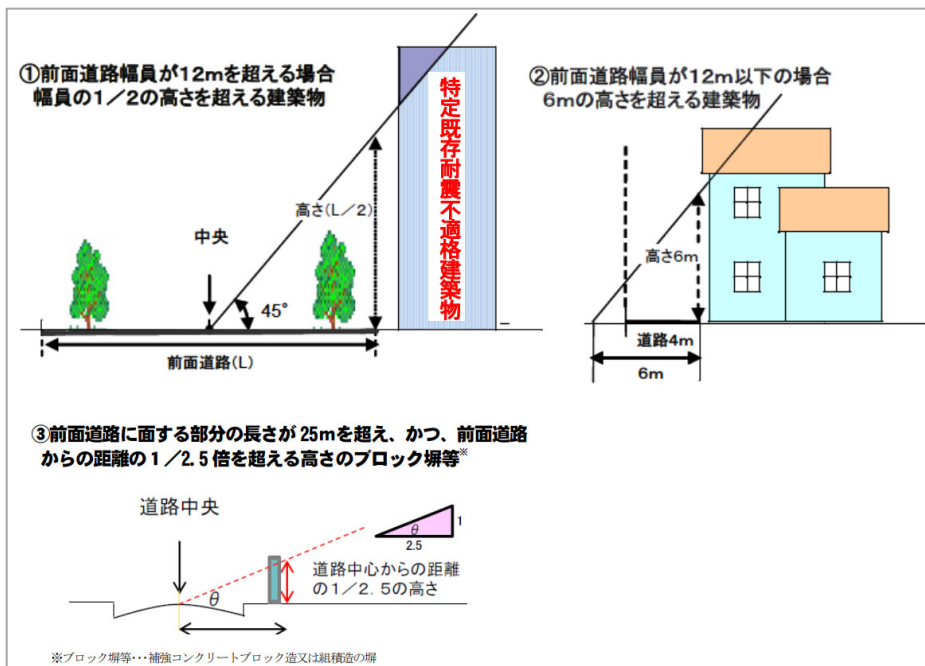
そこで県は、耐震改修促進法第5条3項3号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として、鳥取県地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定しています。

また、当該建築物の耐震化を促進するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却に係る補助制度を行っています。

町においても、県の指定する緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として位置づけ、沿道建築物の耐震化を重点的に推進します。

なお、平成25年に道路法が改正され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるようになりました。

### ●道路閉塞のおそれがある建築物の要件



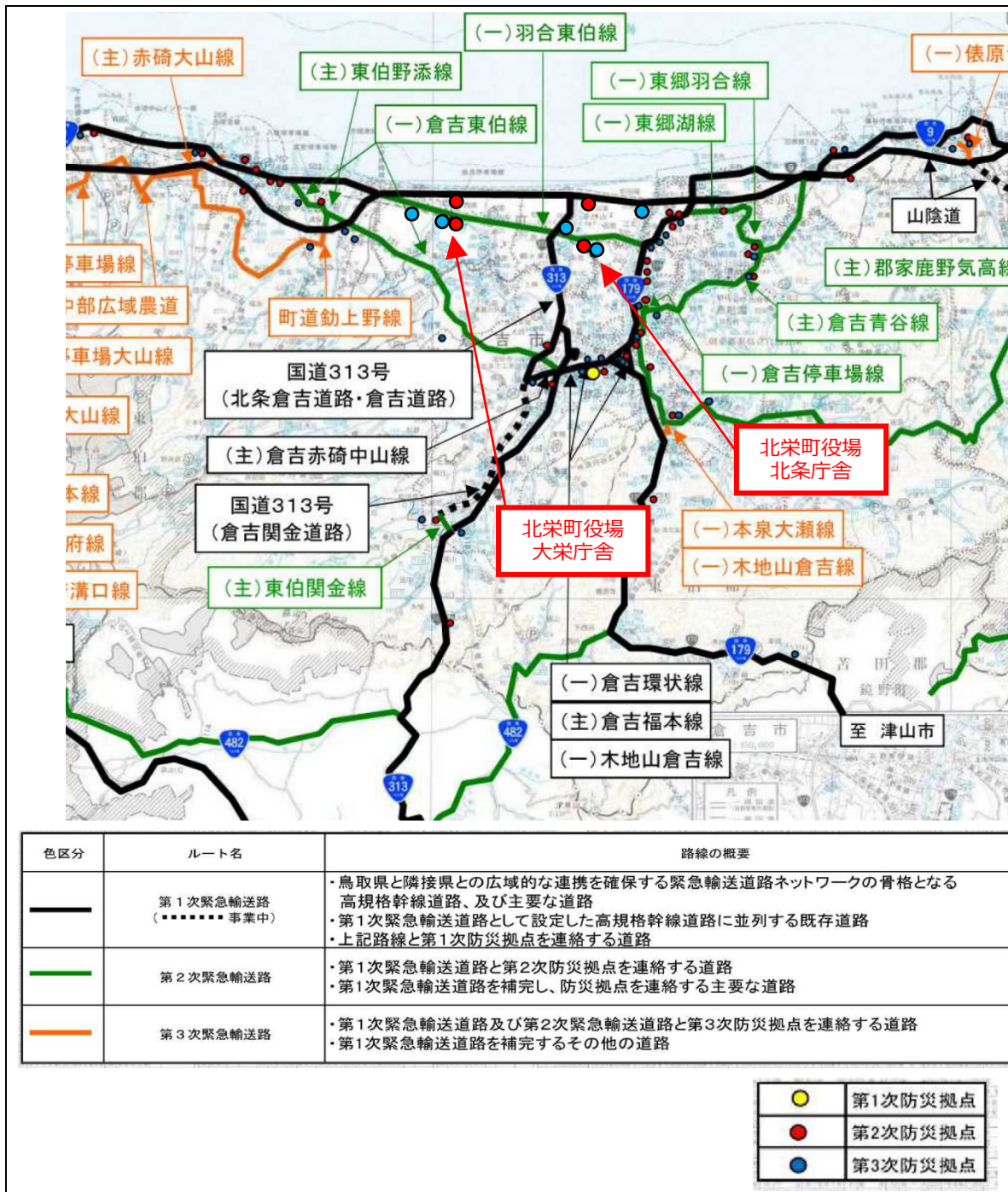
※平成31年に耐震改修促進法が改正され、道路閉塞の恐れがある建築物に、一定規模以上の組積造の塀（いわゆるブロック塀）が追加されました。

※鳥取県が緊急輸送道路を耐震診断義務付け対象路線に指定した場合は、上記建築物の耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられます。（現時点では義務付け路線を指定していません。）



●鳥取県地域防災計画で定める緊急輸送道路（＝「地震発生時に通行を確保すべき道路」）

※県中央部・北栄町付近の抜粋



（「鳥取県／地震発生時に通行を確保すべき道路位置図」より抜粋）

第1節 地震ハザードマップの活用による啓発

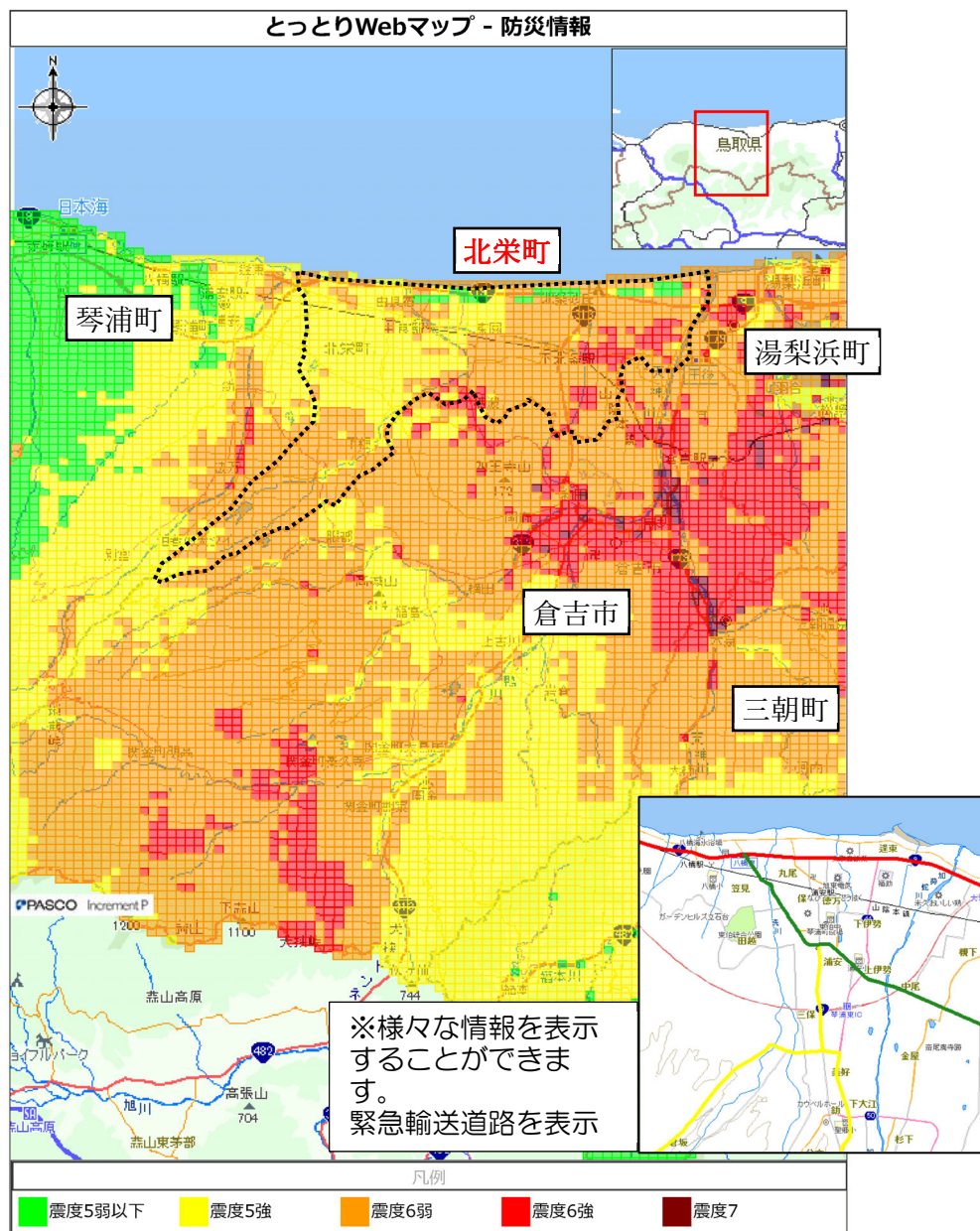
地域の防災性を高め、震災に強いまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の地震に対する危険性について正しく理解し、日頃からの備えと対策を講じておくことが重要です。

北栄町では、県で作成している地震の震度や地震による液状化危険度等を予測したハザードマップを活用し、住民への防災意識の啓発を図ります。

想定地震による県内各地の最大震度及び液状化等の被害想定については「とっとりWebマップ」で公開しています。

(<http://www2.wagmap.jp/pref-tottori/top/>)

●とっとりWebマップより、「倉吉南方の推定断層の地震」による震度分布を表示した例



## 第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

町は、本計画を町のホームページで公開するとともに、広報誌等により耐震診断、耐震改修に係る補助事業等の周知を行い、建物の安全性向上に関する住民意識の啓発を行います。

また、県及び建築関係団体と連携・協力して相談体制の充実を図ります。

さらに、県、国、他の都道府県及び建築関係団体等が認定した耐震改修工法について情報を収集し、耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを作成して相談窓口等で配布するなど、情報提供に努めます。

## 第3節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の居住性からも効果的です。

町は、リフォームに併せた耐震改修が促進されるよう、建築物の所有者等や工事施工者を啓発し、情報提供を行います。また近年、比較的低廉な費用負担で耐震改修を実施できる工法の開発が行われ、耐震化の促進に有効であると考えられることから、これらの低コストの耐震改修工法についても普及・啓発を行います。

## 第4節 県や自治会、消防団、NPO等との連携

震災の被害を最小限に抑えるためには、建築物の所有者等が自らの問題として取り組む（自助）とともに、避難、消火活動の援助など地域で助け合い、まちを守る（共助）体制が重要です。

ブロック塀、擁壁、がけ等の防災点検、避難する要援護者の支援、物資保管などの対策の中心となる地域における自主防災組織の強化のため、自治会等との連携による取組みが必要です。

町は、北栄町地域防災計画【震災・風水害等対策編】の中で、上記体制の整備を目的として地域住民による自主防災組織を整備・参加することを推進しています。そして組織の整備・強化に当たっては、基本的には住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるものとします。

また、町は関係団体と連携をとりながら、震災時における被害の軽減を図るとともに、大規模な災害が発生した場合、看護業務、避難所等における炊き出し、食料及び生活必需品の供給補助等の防災活動が円滑に行えるよう、防災ボランティアの育成にも努めるものとします。

●（参考）災害時における住民に期待する行動について

（「北栄町地域防災計画(震災・風水害等対策編)」第1章総則・第3節住民の責務より）

1. 日頃の備え

- (1) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。
- (2) 家族でする防災
  - ア 家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく。  
（家屋、家具等の安全対策もしておく）
  - イ 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
  - ウ 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
  - エ 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を取得する。
  - オ 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
  - カ 3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。（ラジオも携帯する）
  - キ 地域で行なわれる防災訓練などに積極的に参加する。
  - ク 過去に地域で起こった災害から得られた教訓を実践するとともに将来に向けて伝承していく。
- (3) 地域でする防災
  - ア 自主防災組織や消防団に参加する。
  - イ 防災訓練や研修会に参加する。
  - ウ 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
  - エ 市町村と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

2. 災害時の備え

- (1) 家族でする防災
  - ア 県、町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
  - イ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
  - ウ 危険な場所に近づかない。
  - エ 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等により、または自ら自主的に避難する。
  - オ 定められた場所に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる）
  - カ 家屋に被害が生じた場合には、安全が確認できるまで立ち入らない。
- (2) 地域でする防災
  - ア 初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や住民の避難誘導をする。  
（特に救護者に配慮する）
  - イ 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。
  - ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。



第1節 耐震改修促進法に基づく特定建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

所管行政庁である県は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示及び建築基準法に基づく勧告、命令を実施します。

第2節 建築基準法に基づく指導及び助言並びに指示・公表

1 勧告又は命令を行う建築物

特定行政庁は建築基準法に基づき、次のとおり保安上危険な建築物に対して必要な措置を勧告・命令します。

法第10条	用途	規模	状況	勧告	命令
第1項及び第2項	・劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂その他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 100 m <sup>2</sup> を超え、 200 m <sup>2</sup> 以下のもの	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められること。	○	○
	・病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもの				
	・学校、体育館その他これらに類するもの				
	・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもの				
	・倉庫その他これらに類するもの				
	・自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもの				
第3項	・全ての用途	階数 5 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> を超える	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められること。		○

※面積は延べ面積

## 2 勧告及び命令の方法等

保安上危険となるおそれがあると認められる建築物は、平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添により算定された、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と評価されるものとしします。

特定行政庁による建築基準法に基づく勧告・命令は、必要があれば耐震改修促進法に基づく指導・指示等が実施されていない特定既存耐震不適格建築物についても必要に応じて行います。

### 第 3 節 耐震改修促進法及び建築基準法の指導等一覧

順番	項目	内 容	根拠法令
1	指導・助言	➤ 耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。	耐震改修促進法
2	指示	➤ 指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施します。	
3	公表	➤ 正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物利用者及び近隣の住民への周知のため、所有者氏名、建物名称等を公表します。	
4	勧告	➤ 公表後も耐震診断、耐震改修が実施されず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、勧告を行います。	建築基準法
5	命令	➤ 正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。 ➤ 著しく保安上危険と認められる場合は、指導から勧告までの措置がとられていなくても命令を行います。	

第1節 優先的に耐震化すべき建物の選定

1 指定避難場所

北栄町地域防災計画では、次の通り地震災害時における避難所を指定しています。  
以下に示す避難所一覧のうち、耐震性の不十分な建物の耐震化を優先的に進めていきます。

●指定避難所一覧（必要に応じて見直し・変更が行われます）

資料34 指定避難所 (平成28年4月1日現在)

避難場所	所在地	連絡先	種別	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
北条小学校	国坂680	36-2063	体育館	1,037	250	○	○	○	○	○	
〃	〃	〃	建物	1,280	310		○	△	○	○	
北条中学校	土下100-1	36-4800	体育館	1,306	310	○	○	△	○	○	
〃	〃	〃	建物	777	190		○	△	○	○	
北条ふれあい会館	〃 100-3	無	体育館	1,621	390	○	○		○	○	
北条体育館	〃 112	〃	〃	1,361	330	○	△		○	○	
中央公民館	〃	36-2062	建物	1,320	320	○	△	△	○	△	
北条農村環境改善センター	田井7-1	無	〃	641	150	○	△		○	○	○
北条デイサービスセンター	田井46-2	36-4331	〃	602	100		△		○	△	
北栄町B&G海洋センター	〃 428-1	36-4331	体育館	1,719	420	○	○	○	○	○	○
大栄小学校	由良宿213	37-2041	体育館	911	220	○	○	○	○	○	
勤労者体育センター	〃 223-2	無	〃	690	160	○	○	○	○	○	
大栄中学校	〃 340	37-2024	体育館	1,414	340	○	○	○	○	○	
〃 武道館	〃	〃	〃	743	180	○	○	○	○	○	
中央公民館大栄分館	〃 800	37-2137	公民館	850	200		○	△	○	△	○
大栄体育館	〃 797	無	体育館	1,497	360		○		○	○	
大栄農村環境改善センター	〃 423-1	〃	建物	350	80	○	○	○	○	△	○
大誠体育館	瀬戸37-1	〃	体育館	598	140		○		○	△	
北栄町社会福祉協議会	〃 36-2	37-4522	建物		150		○	△	○	△	
北栄人権文化センター	大島1046-6	37-4676	建物	593	140		○	△	○	○	
大栄ふれあい会館 <sup>㊤</sup>	下種868	無	体育館	930	230	○	○	○	○	○	

- ※1. 収容人員算定については、1人3.3㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。
- 2. 「風水害避難所」の「△」は床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能な場合に限り使用する。
- 3. 最終的には、全ての施設を避難所とし仮設住宅建設後等段階的に集約していく。
- 4. ㊤印 河川又は急しゅんな箇所が隣接しているため状況により避難すること。

指定避難所(福祉避難所)

避難場所	所在地	連絡先	種別	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
北条健康福祉センター	土下121-1	(内)592	建物	306	60	○	○		○	○	
大栄健康増進センター	瀬戸22-1	37-2124	建物	462	90	○	○		○	○	

※1. 収容人員算定については、1人4.0㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。

●（一時避難所）指定緊急避難場所一覧（1 / 3）（必要に応じて見直し・変更が行われます）

資料35 指定緊急避難場所（一時避難場所）

（平成28年4月1日）

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
北条小学校	国坂680	グラウンド	11,359	2,750	○				○	
北条中学校	土下100-1	〃	28,270	6,850	○				○	
大栄小学校	由良宿213	〃	10,864	2,630	○				○	
大栄中学校	由良宿340	〃	25,531	6,180	○				○	
北栄町社会福祉協議	瀬戸36-2	〃	3,000	720	○				○	
出会いの広場	由良宿	広場	4,098	990	○				○	
道の駅北条公園	国坂1525-92	建物・駐車場			○	○			○	
道の駅大栄	由良宿1458-10	建物・駐車場			○	○	○		○	
江北公民館	江北412-6	公民館				○		○	△	○
JA鳥取中央北条支所	〃 801-1	駐車場	873	370	○				○	
江北浜多目的研修集会施設	〃 1728-1	公民館		51		○		○	△	○
江北浜農村公園	〃 4579-1	グラウンド		600	○				○	
東新田場多目的研修集会施設	〃 1990	公民館	96	41		○		○	△	
西新田場多目的研修集会施設	〃 2547	〃			○	○		○	○	
国坂公民館	国坂477-1	〃		77		○		○	△	
国坂ふれあい会館	〃 477-6	〃		27		○		○	△	
国坂浜集落センター	〃 180-1	〃		76		○		○	△	○
大野公民館	〃 2397-2	〃	326	80		○	○	○	○	○
田井集落センター	田井210-4	〃			○	△		○	△	
土下多目的研修集会施設	土下179-3	〃		48		○		○	△	
ル・サンテリオン北条	〃 123-1	老健施設		370		○	△	○	○	
米里多目的集会施設⑩	米里719	公民館	133	57		○		○	△	
北条島集落センター	北条島601-6	〃	224	95				○	○	
北尾公民館	北尾453	〃		55		△		○	△	
弓原多目的研修集会施設	弓原422	〃		42				○	△	
弓原浜公民館	〃 87-2	〃						○	○	
駅前公民館	下神202-10	〃	125	53		△		○	○	
下神多目的研修集会施設	〃 559-3	〃		50		△		○	△	
松神公民館	松神797	〃	261	111		○	○	○	△	
曲農業構造改善センター	曲511-1	〃		100		○	△	○	○	
みどり団地公民館	江北473-9	〃		84		○		○	△	
向山団地公民館⑪	北条島438-10	〃				△			△	
中央団地公民館	国坂728-1	〃				△		○	△	
山西地区会館⑫	〃 743-3	〃				○	○	○	△	
みどり西公民館	江北487-9	〃		85		○		○	△	



●（一時避難所）指定緊急避難場所一覧（2／3）（必要に応じて見直し・変更が行われます）

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
小河原団地公民館	〃 200-14	公民館				○		○	△	
みどり南公民館	〃 451-74	〃		89		○		○	△	
国坂東区公民館	国坂6-7	〃		36		○		○	○	
さつきヶ丘公民館	下神816-106	〃		20		○	○	○	○	
国坂中団地公民館	国坂647-20	〃				○		○	○	
さくら団地公民館	江北648-18	〃				○		○	△	
西園多目的集会所	西園1160	〃		50		○	△	○	△	○
東園構造改善センター	東園343	〃		50		○	○	○	○	○
東園浜コミュニティセンター	西園478-2	〃		30		○	○	○	○	○
六尾構造改善センター	六尾384-3	〃		50				○	○	
六尾北団地集会所	〃 261-1	〃				○		○	○	
瀬戸公民館	瀬戸36-5	〃		50		△		○	△	
原公民館 <sup>㊤</sup>	原194-2	〃		50		○	△	○	△	
大島自治会館	大島728-3	〃		50		○	○	○	△	
JA大瀬カントリークラブ <sup>㊤</sup>	〃 304	駐車場	2,000	600	○				○	
西穂波構造改善センター	西穂波761	公民館		10		○	○	○	○	
穂波構造改善センター <sup>㊤</sup>	穂波211-3	〃		20		△		○	○	
亀谷公民館 <sup>㊤</sup>	亀谷788-1	〃		40		○	△	○	△	
亀谷農村公園	〃 674-3	グラウンド	2,000	600	○				○	
東亀谷公民館	亀谷391-5	公民館		50		○	○	○	○	
東亀谷運動場	〃 1045-2	グラウンド	2,000	600	○				○	
下種集落センター	下種511-2	公民館		30		○	○	○	△	
上種公民館	上種299-1	〃		30		○	○	○	△	
茶ヤ条集落センター	上種429-6	〃		30		○	○	○	△	
西高尾さくら会館 <sup>㊤</sup>	西高尾703	集会所		30		○	○	○	△	
〃	〃	グラウンド	500	31	○				○	
東高尾集落センター <sup>㊤</sup>	東高尾487-1	公民館		30		○	○	○	△	
岩坪公民館	岩坪89-7	〃		20		○	○	○	△	
岩坪運動場	〃 77-1	グラウンド	300	100	○				○	
高千穂集落センター	西高尾1164	公民館		30		○	○	○	△	
〃	〃	グラウンド	800	200	○				○	
由良宿1区公民館	由良宿492-1	公民館				○		○	△	
由良宿2区コミュニティセンター	〃 1124	〃				○	○	○	○	
由良宿3区構造改善センター	〃 1649-3	〃				○		○	○	
由良宿4区集会所	〃 1553-2	〃				○	△	○	△	
由良宿5区構造改善センター	〃 1812-8	〃				○	△	○	○	
由良宿6区集会所	妻波96-2	〃				○		○	△	

●（一時避難所）指定緊急避難場所一覧（3／3）（必要に応じて見直し・変更が行われます）

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
由良宿7区公民館	由良宿596-19	〃				○		○	△	
緑ヶ丘団地公民館⑨	〃 660-15	〃				○	○	○	○	
妻波公民館	妻波732	公民館		100		○	○	○	△	○
妻波運動場	〃 1380-161	グラウンド	1,000	400	○				○	
大谷公民館	大谷1431-1	公民館		100		○	○	○	△	○
大谷運動場	〃 3331-1	グラウンド	3,000	1,000	○				○	
別所構造改善センター	由良宿643-3	公民館				○	○	○	○	
比山多目的集会所	妻波1401-4	〃		20		○	○	○	△	
青木多目的研修集会所	〃 1718-3	〃		20		○	○	○	△	
JA北栄営農センター	〃 1730-4	集荷場	10,000	3,000	○	○	○	○	○	
二子塚公民館	由良宿2072-15	公民館				○	○	○	△	

## 第2節 関係団体との連携・協力

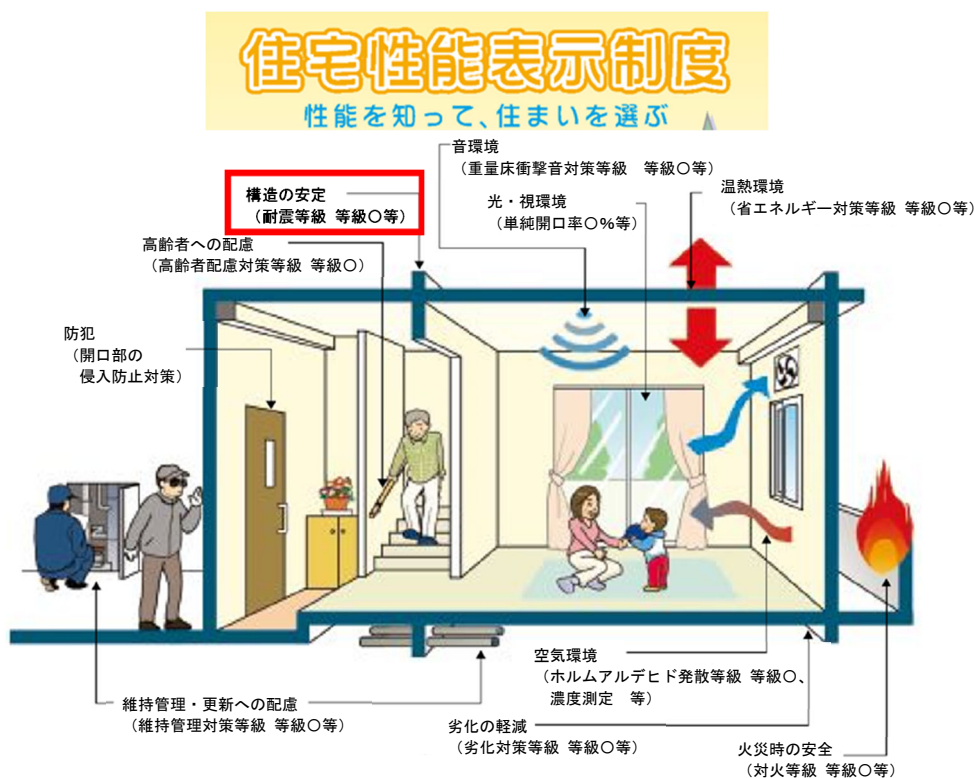
町及び県は、建築物の計画的な耐震化を促進するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会と連携を図り、情報提供、耐震化に関する環境整備、所有者負担の軽減措置の充実等、防災対策の推進に取り組みます。

## 第3節 住宅性能表示制度等の利用促進

『住宅性能表示制度』は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、住宅の構造・環境・高齢者への配慮等について評価するものです。

耐震性能（構造躯体の倒壊防止、地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法）について評価を受けることができ、住宅性能評価書（新築及び既存）を取得すると、地震保険料の割引を受けられる（耐震等級割引）などのメリットもあります。

耐震性の高い住宅ストックの形成に有効であるため、今後も住宅性能表示制度の利用を促進します。



（住宅性能表示制度パンフレットより）

また、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく『長期優良住宅認定制度』にて、同様に耐震性能について認定を受けることができるため、長期優良住宅認定制度についても利用を促進していきます。

（平成28年4月より、長期優良住宅の認定は新築だけでなく増改築を行う場合にも認定を取得できるようになりました。）

# 第3編 参考資料

## 第1章 建築物の耐震化の状況

### 第1節 住宅の状況

総務省による「住宅・土地統計調査」では、持ち家の耐震改修を行った状況が調査されていますが、北栄町においては平成30年から同調査の対象外となったことから、本計画では、課税家屋台帳を基礎資料として、町内における住宅（公営住宅を除く）の建築状況を整理しました。

なお、本計画において、下表の④の旧耐震基準のうち、耐震改修済みの住宅の件数は、過去の住宅・土地統計調査結果を参考として算出しました。具体的には、旧耐震基準の建物のうち、平成20年までは3.5%、平成21～25年は1.1%の住宅が耐震改修済みとされていることから、平成28年度及び令和2年度は旧耐震基準の建物のうち4.6%（3.5%+1.1%）が耐震改修済みであると仮定しました。

また、国の地震防災推進会議では、旧耐震基準の住宅のうち35%が耐震性を有するものとしていることから、本計画においても、旧耐震基準の住宅の35%は耐震性を有するものと仮定しました（下表③）。

町内における住宅の耐震化の現状を推計すると下表のとおりとなります。

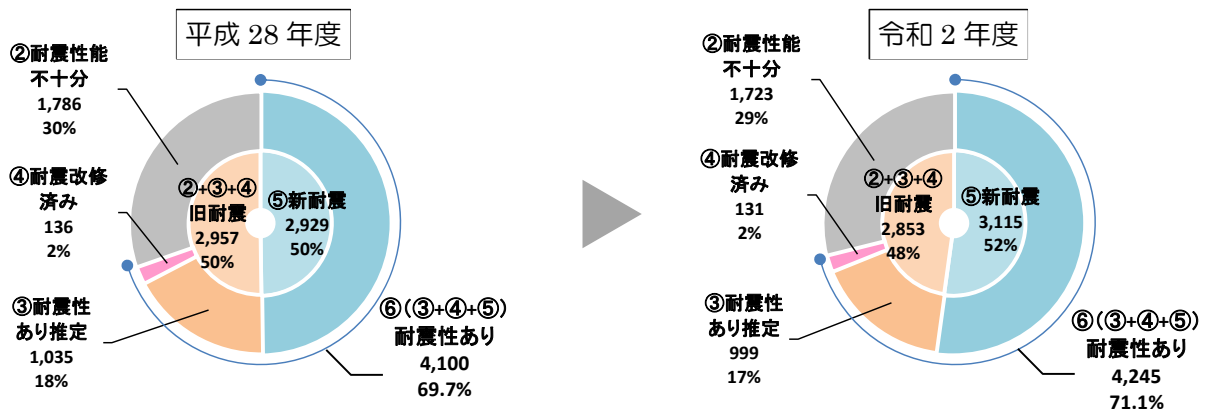
#### ●町内における住宅の状況

年度	① 合計	旧基準(S56年以前)(②+③+④)			⑤新基準 (S57年以降)	⑥耐震性 有り (③+④+⑤)	耐震化率 (⑥÷①) (%)	
		計	②耐震 性能 不十分	③耐震 性能あり 推定※1				④耐震 改修 済み※2
過去の住宅数 (H28年度)	5,886	2,957	1,786	1,035	136	2,929	4,100	69.7%
現在の住宅数 (R2年度)	5,968	2,853	1,723	999	131	3,115	4,245	71.1%

※1 ③耐震性あり推定分は、旧耐震基準のうち35%が耐震性能を有していると推定した。（県計画より）

※2 ④旧耐震基準の住宅のうち、耐震改修済みの割合は、住宅・土地統計調査によりH20年3.5%、H21～H25年1.1%となっている。H28及びR2年の耐震改修済み件数は、旧耐震基準住宅数のうち、4.6%(3.5+1.1)が改修済みと仮定した。

#### ●住宅の耐震化状況の推移



## 第2節 住宅の耐震化率の目標設定

「鳥取県地震防災調査研究報告書」においては、北栄町で最も強い震度が想定されている地震（倉吉南方の推定断層地震）による被害を半減させるためには、建物被害の場合で旧建築基準建物の63%以上の耐震化が必要と試算されています。

このため、現況（R2年）ベースにて検討すると、現況の旧基準住宅のうち  $2,853 \text{ 棟} \times 63\% = 1,798 \text{ 棟}$  以上の住宅の耐震化（旧耐震基準住宅の耐震改修、滅失等）が必要となります。

住宅の建築・滅失等の自然推移（H28からR2年の増減に比例）による将来の住宅数（R7年度・自然推移）を推計し、将来の耐震改修が必要となる数を求めると、R7年度末までに715棟以上必要となります。

※旧耐震基準の必要耐震住宅数  $1,798 - \text{耐震有り} 953 - \text{推計滅失} 130 = 715 \text{ 棟以上}$

この時の耐震化率が82.6%となることから、北栄町における住宅の耐震化率の目標は80%と設定します。

### ●町内における住宅の状況

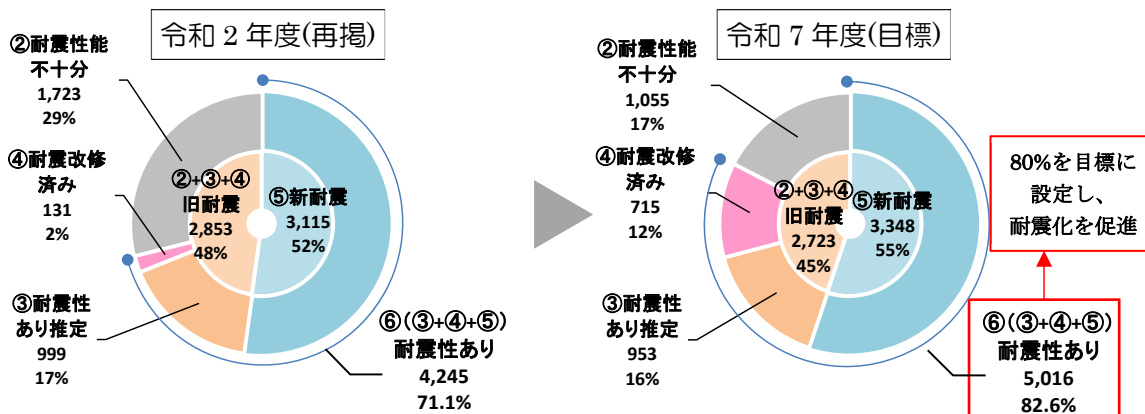
年度	①合計	旧基準(S56年以前)(②+③+④)			⑤新基準(S57年以降)	⑥耐震性有り(③+④+⑤)	耐震化率(⑥÷①)(%)	
		計	②耐震性能不十分	③耐震性能あり推定※2				④耐震改修済み推定※3
過去の住宅数(H28年度)	5,886	2,957	1,786	1,035	136	2,929	4,100	69.7%
現在の住宅数(R2年度)	5,968	2,853	1,723	999	131	3,115	4,245	71.1%
将来の住宅数※1(R7年度推計値)	6,071 現状推移	2,723	1,645	953	125	3,348	4,426	72.9%
将来の住宅数(R7年度目標値) ※現状での推移+耐震改修	6,071	2,723 R2から130減少 建物被害半減の為には1,798戸以上の耐震化が必要(1,798-旧耐震減少分130-耐震性あり推定953=715)	1,055	953	715 必要な耐震改修	3,348	5,016	82.6% ≒80%
		単年度当たりに必要な耐震改修工事件数			(715-131)÷5年=117戸/年			

※1 R7年度将来推計 現在+(現在-過去)/4年\*5年=R2+(R2-H28)/4年\*5年

※2 ③耐震性あり推定分は、旧耐震基準のうち35%が耐震性能を有していると推定した。(県計画より)

※3 ④旧耐震基準の住宅のうち、耐震改修済みの割合は、住宅・土地統計調査によりH20年3.5%、H21~H25年1.1%となっている。R2年の耐震改修済み件数は、旧耐震基準住宅数のうち、4.6%(3.5+1.1)と仮定し、R7年も同水準であると仮定した。

### ●住宅の耐震化状況の推移



### 第3節 特定建築物の用途に供する建築物の耐震化の現状

#### 1 特定建築物（特定既存耐震不適格建築物の規模に該当する建築物）の確認

町内の特定建築物の耐震化状況は下表の通りです。

「特定既存耐震不適格建築物」の規模に該当する建築物は、町有施設、民間施設を合わせて28棟の候補があり、そのうち耐震性が不十分な建築物は民間施設の14棟となっています。

#### ●特定建築物の耐震化状況

区分	所有	① 合計	旧基準(S56年以前)			⑤ 新基準 (S57年 以降)	⑥ 耐震性 有り ⑤+④+ ③	耐震化率 ⑥÷① (%)
			計	② 耐震性 不十分	③ 耐震性 あり 推定			
○多数の者が利用する一定規模以上の建築物(階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上等)								
■町有施設								
小中学校等	町	10	5	0	5	5	10	100%
体育館	町	4	2	0	2	2	4	100%
役場	町	2	2	0	2	0	2	100%
町有小計		16	9	0	9	7	16	100%
■民有施設								
病院	民(課税)	1	0	※0	0	1	1	100%
事務所	民(課税)	3	1	※1	0	2	2	67%
老人ホーム等	民(課税)	1	0	※0	0	1	1	100%
老人福祉 施設等	民(課税)	1	0	※0	0	1	1	100%
店舗	民(課税)	1	1	※1	0	0	0	0%
倉庫	民(課税)	2	2	※2	0	0	0	0%
その他	民(課税)	1	1	※1	0	0	0	0%
民有小計		10	5	5	0	5	5	50%
○火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する用途に供する建築物								
危険物倉庫等	民	2	0	※0		2	2	100%
○地震時に倒壊により通行を確保すべき道路を閉塞するおそれがある建築物(県による指定)								
通行障害建物	県による路線の指定なし							
合計		28	14	5	9	14	23	82.1%

※民間所有の旧耐震基準の建築物は、耐震診断結果が不明確のため、全て耐震性不十分とした。

#### 第4節 特定建築物の耐震化率の目標設定

特定建築物については、想定される地震被害を半減させるという目標のために、耐震性が不十分な建物の半数以上を耐震化することで想定被害を半減させるとし、現在耐震性が不十分な建物の半数以上を耐震化した場合の耐震化率は92.9%となります。

以上を踏まえ、北栄町における特定建築物の耐震化率の目標は90%と設定します。

#### ●特定建築物の耐震化率の目標設定

年度	① 合計 ※1	旧基準(S56年以前)(②+③+④)			⑤ 新基準 (S57年 以降)	⑥ 耐震性有り (③+④+⑤)	耐震化率 (⑥÷①) (%)
		計	② 耐震性 不十分	③ 耐震性 あり 推定※2			
OH28年度 【前回計画】	23	13	7	0	6	10	69.5%
OR2年度 【現況】	28	14	5	0	9	14	82.1%
OR7年度 【将来目標】	28	14	2	0	9+3	14	92.9% ≒90%

※1 目標までの期間が短いため、建物の新築・滅失等は変化しないものと仮定した。

※2 旧耐震基準のうち、耐震性能を有していると推定する建物はゼロと仮定した。

#### ●特定建築物の耐震化の目標

